

肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書作成等業務委託仕様書

この仕様書は、健康増進事業で対象者に発送する肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書等の作成から封入封かんまでの業務委託に関するもので、委託する内容は次のとおりとする。

1 業務の概要等

肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書等について、本仕様書に基づき、発注者が受注者に提供する電子記録媒体により作成し、封入封かん、完成品の運搬・納入等に関連する処理を行う。

以下に、業務の概要と作業区分を示す。

業 務 の 概 要		作業区分	
		発注者	受注者
1 印刷データの作成		○	—
2 データの電子記録媒体による提供		○	—
3 帳票及び封筒 作成	(1) 用紙の調達	—	○
	(2) 印刷様式的设计	○	○
	(3) 肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書の作成	—	○
	(4) 封筒の作成	—	○
	(5) 検診案内チラシの作成	—	○
	(6) 基本台帳作成	—	○
	(7) 印刷するシステム開発	—	○
4 帳票へのデー タの印刷	(1) 肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書のデー タ印刷	—	○
	(2) 基本台帳のデータ印刷	—	○
	(3) 印刷物の内容のチェック作業	○	○
5 裁断・糊付け		—	○
6 封入封かん	(1) 封入封かん作業	—	○
7 運搬・納入	(1) 完成品のチェック作業	○	○
	(2) 完成品の運搬・納入	—	○
8 発送		○	○

※ 封入封かん作業の誤封入防止対策仕様書を提出すること。

2 帳票等の種類及び印刷、封入封かん等予定数

- (1) 肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書等データ印刷及び封入封かん
(内訳) 肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書 (予備含む。) 22,500枚
検診案内チラシ (予備含む。) 22,500枚
(肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書、検診案内チラシを同封)
- (2) 窓開封筒 (定形) 料金後納郵便 (予備含む。) 22,500枚
- (3) 基本台帳
発送者を番号順で出力。出力内容は発注者が提供する電子記録媒体のとおりとする。

3 封入するもの

肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書及び検診案内チラシ

4 納入期限等

- (1) データ提供日 令和7年6月 2日 (月) (予定)
(2) 納入期限 令和7年6月24日 (火)

5 納入の方法・場所

肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書等については、発注者が指定した区分の郵便局ごとの郵便番号別に区分けし、指定された場所に運搬、納入する。

6 業務仕様等

- (1) 肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書及び検診案内チラシ

	肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書	検診案内チラシ
用紙サイズ	203.2mm×210mm	A3用紙1枚 (両面印刷)
紙 質	上質紙 110kg	上質 55kg
裏面印刷	有 (両面印刷)	有 (両面印刷)
刷 色	表面2色刷以上 裏面1色刷	両面1色刷
加 工	ミシン加工有、2つ折り	ダイレクトメール折り
校 正	3回	4回
二次元バーコード	—	データ印刷

(2) 封筒

項目等	仕様等
封筒サイズ	洋 0 封筒（120mm×235mm）
紙 質	クラフト紙
刷 色	2 色刷以上
窓 枠	再生グラシン窓、再生プラ窓のどちらでも可。
校 正	2 回

- ・仕様の詳細については発注者、受注者協議の上決定する。
- ・カスタマーバーコードの品質に関しては、鹿児島東郵便局に事前の品質検査を受け、適正な品質を確保すること。（封入封かんした状態で、適正に読み取ることが可能であるかの検査を受けること。）また、検査結果については保健予防課に報告すること。

(3) 提供する電子記録媒体の仕様

媒体の形状：CD-R 若しくはDVD-R

(4) 帳票へのデータ印刷についての仕様

- ・利用者定義文字の印刷について
あり：利用者定義文字パターンについては発注者から受注者へ電磁記録媒体により提供する。
- ・印刷の順番について
印刷の順番は郵便番号（区内特別、料金後納の仕分け有）別の町名地番順とし、通し番号を印字する。
※個人情報の取り扱いに留意し、異なる対象者の情報が印刷されることがないように十分配慮すること。
- ・カスタマーバーコード印刷について
受注者は郵便番号、漢字の住所情報から生成するものとする。
- ・封入封かん処理後のリストの作成及び件数確認について
町名、郵便番号、各地区の通し番号、件数の入ったリストを作成し、通し番号に欠落がないか確認すること。

(5) 肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書の管理及び納入

受注者は、肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書等の管理を十分に行うこと。データ印刷後に不具合の発生した肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書は名簿を作成し、全て発注者に納入し報告する。

- ・納入、運搬について

受注者は封入封かん処理を完了した肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書等を郵便局ごとに箱詰めし、指定の納入場所へ納入する。なお、納入に際しては、リストと照合する。肝炎ウイルス受診勧奨通知書や窓開封筒などの封入後の残数分については、令和7年7月31日（木）までに発注者に納入すること。

(6) 検証試験の実施

- ・肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書へのデータ印刷

受注者は、発注者の提供するサンプルデータの電子記録媒体の内容に従い、肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書へのデータ印刷を行う。具体的な検証方法については、双方協議のうえ、決定すること。

(7) 完了報告書の提出

受注者は全ての業務が終了した後、発注者に委託業務完了報告書を提出すること。

(8) その他特記事項

- ・本業務の開始に当たっては、業務が整然かつ速やかに進行するように万全の体制を整え実施すること。
- ・発注者は、受注者に対し立入検査を行い、委託業務の処理に関して指示を与えることができる。
- ・受注者は、本業務で作成する肝炎ウイルス検診受診勧奨通知書、窓あき封筒等について、破損など、事故のないよう適正に管理すること。万一、事故が生じたときは直ちに発注者に通知するとともに、遅滞なくその状況を書面により報告し、発注者の指示に従うこと。
- ・受注者は、バーコードリーダ読み取り部分を汚したり曲げたりしないよう、十分な注意を払って作業を実施すること。
- ・提供された電子記録媒体については、業務完了後直ちに発注者に返却すること。
- ・受注者は、データ等に含まれている個人情報の保護と管理には細心の注意を払い、外部に情報が漏れることのないよう万全の体制をとること。
- ・受注者は、発注者の提供する電子記録媒体の全部又は一部を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。
- ・受注者は、発注者の提供する電子記録媒体及び電子記録媒体により作成した成果品の全部又は一部を許可なく第三者に提供してはならない。
- ・受注者は、本業務の契約締結後直ちに、作業の準備行為を発注者の指示にしたがって開始するものとする。この結果不都合が生じた場合には、速やかに改善の処置をとること。
- ・受注者は契約締結時、発注者が求めるセキュリティ対策が実現されるかの確認のため、

別紙の情報セキュリティ対策チェックシートを発注者へ提出すること。また、満たされない項目がある場合は、満たすための努力を行うこと。

- ・この仕様に定めのないことは双方協議のうえ、決定すること。

情報セキュリティ対策チェックシート(別紙)

項番		点検項目※	参照条文	チェックシート項目	回答欄		
1	1			ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得していますか。	☐ はい ☐ いいえ		
	2			プライバシーマークの認証を取得していますか。	☐ はい ☐ いいえ		
2	1	第1条 基本的事項	受注者は、発注者の所有する秘密情報及び個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、秘密情報等の取扱いを適正に行わなければならない。	本契約に係るデータおよび知りえた秘密情報等の取扱いについて、その重要性を認識し、適切に取り扱うこととしていますか。	☐ はい ☐ いいえ		
	2			個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令等を遵守することとしていますか。	☐ はい ☐ いいえ		
				(項番2内に「いいえ」の選択がある場合、その理由を記載してください)			
3	1	第5条 秘密情報等の取扱い責任者	受注者は、発注者から提供された資料等の使用及び保管に当たっては、取扱責任者を定め秘密情報等の保護が図られるよう細心の注意を払わなければならない。	秘密情報取扱いに係る作業責任者を定めていますか(定めることができますか)	☐ はい ☐ いいえ		
				(「はい」を選択した場合) 秘密情報取扱いに係る作業責任者の特定について、どのようなことが行われていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください。			
				☐ 秘密情報取扱いに係る作業責任者の責任を明確にした文書等を作成している			
				☐ 秘密情報取扱いに係る作業責任者を責任部門の長にしている			
				☐ 秘密情報取扱いに係る作業責任者を秘密情報の保護に関する知識を有していると考えられる担当者になっている			
				☐ その他 (具体的に:)			
				(「いいえ」を選択した場合その理由を記載してください)			
4	1	第6条第2項 秘密保持及び事故防止	受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他秘密情報等の保護に関し必要な事項を周知するものとする。	情報セキュリティに対する意識向上を図るための教育を、秘密情報取扱いに係る作業従事者に対して実施していますか。	☐ はい ☐ いいえ		
				(「はい」を選択した場合) どのような研修を実施していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください。			
				☐ 情報セキュリティ教育は社内研修やOJT(※)の一環として実施している (※OJT:工作中、仕事遂行を通して訓練をすること)			
				☐ 情報セキュリティ教育は外部の研修サービスを利用している			
				☐ その他 (具体的に:)			
				(「はい」を選択した場合) 研修の実施状況を記録し、発注者に提出することができますか。	☐ はい ☐ いいえ		
	2			作業従事者等に対し、知りえた秘密情報を他に漏らさないよう、対応を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ		
				(「はい」を選択した場合) どのような対策を実施していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください。			
				☐ 雇用契約書等に記載している			
				☐ 研修等により、理解させている			
				☐ その他 (具体的に:)			
				契約終了後において、作業従事者等の役職解除後及び職を退いた場合においても、作業に従事したものに、知りえた秘密情報等を他にもらさないよう、対応を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ		
	3			(「はい」を選択した場合) どのような対策を実施していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください。			
				☐ 職時の誓約書等により担保している			
				☐ 研修等により、理解させている			
				☐ その他 (具体的に:)			
				(項番4内において、「いいえ」の選択がある場合、その理由を記載してください)			
5	1	第6条第3項 秘密保持及び事故防止	受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の秘密情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	秘密情報を取り扱うサーバやPC、もしくはフォルダにアクセスするために、IDごとの本人認証を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ		
				(「はい」を選択した場合) どのように本人認証が行われていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください。			
				☐ 指紋、虹彩等の生体認証を使用して認証を行っている			
				☐ ICカード等のセキュリティデバイスを使用して認証を行っている			
				☐ ID/パスワードにて認証を行っている			
				☐ その他 (具体的に:)			
				(「いいえ」を選択した場合その理由を記載してください)			
	2			ネットワークの利用において秘密情報を利用する領域と、その他の領域を分離するための措置を実施していますか。	☐ はい ☐ いいえ		
				(「はい」を選択した場合) どのような措置が実施されていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください。			
				☐ 秘密情報を取り扱うPC等はスタンドアローンで使用			
				☐ 通信経路の限定及びアプリケーションプロトコルレベルでの限定			
				☐ その他 (具体的に:)			
	3			秘密情報を利用するサーバ・端末等のネットワークはインターネットと接続していますか。	☐ はい ☐ いいえ		
				(「はい」を選択した場合) インターネットからのサイバー攻撃に対する情報セキュリティ対策を具体的に記載してください。			
				(具体的な対策を記載)			

	4			秘密情報を利用するサーバ等は国内に設置されていますか。	☐ はい	
	5			秘密情報を取り扱うPC等にはウイルス対策ソフトをインストールしていますか。	☐ いいえ	
				☐ はい		
				☐ いいえ		
	6			(「はい」を選択した場合) 常に最新の定義ファイルに更新していますか。	☐ はい	
				☐ いいえ		
				☐ はい		
	6	1	第8条 目的外の利用禁止	受注者は、発注者の指示又は承認がある時を除き、秘密情報等が記録された資料等を契約の目的外に目的に使用してはならない。	秘密情報を電子メールにて送受信することがありますか。	☐ はい
					☐ いいえ	
					(「はい」を選択した場合) 秘密情報を電子メールにて送受信する場合の、誤送信防止の措置を実施していますか	☐ はい
					☐ いいえ	
					(はいを選択した場合) どのような措置を実施していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください	
					☐ 送信先ごとのメッセージルール指定機能等を持った誤送信防止ツール等を導入することにより、誤送信を防止している	
					☐ 添付ファイル等の暗号化に用いるパスワードについては、暗号化されたファイルと同じ経路の電子メール等で送信しない	
	☐ 秘密情報を含む電子メール送信は、秘密情報保護責任者等が承認しなければ送信できない					
	☐ その他 (具体的に:)					
	6	1	第8条 目的外の利用禁止	受注者は、発注者の指示又は承認がある時を除き、秘密情報等が記録された資料等を契約の目的外に目的に使用してはならない。	秘密情報等が記録されたデータ、資料等を契約の目的外に使用することがありますか。	☐ はい
					☐ いいえ	
(「はい」を選択した場合) その際は必ず発注者の指示によるもの、または承認を得ていますか。					☐ はい	
7	1	データの受領		発注者から媒体によるデータ等の提供を受けることがありますか。	☐ いいえ	
				☐ はい		
				(「はい」を選択した場合) データ等の提供を受けた場合は、データの受領証を作成し、提出することとしていますか。	☐ はい	
7	2			(項番7-1で「はい」を選択した場合) 秘密情報の移送に関して、紛失や盗難を防止するための措置を実施していますか。	☐ いいえ	
				☐ はい		
				(「はい」を選択した場合) どのような措置を実施していますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください。		
				☐ 秘密情報記録と他の運送物との混同が防止されている		
				☐ 運搬用車両から離れる際、すべてのドアを施錠している		
				☐ 秘密情報を運搬するときは、施錠できる運搬用ケースを使用している		
				☐ 運送業者と秘密保持に関する誓約が取り交わされている		
☐ その他 (具体的に:)						
8	1	第10条 複写及び複製の禁止又は制限	受注者は、秘密情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者が止むを得ない事情があると判断し発注者が許可した範囲内においてはこの限りではない。	本契約に係るデータ等を、用紙、記録媒体等に複写・複製することがありますか。	☐ はい	
				☐ いいえ		
				(「はい」を選択した場合) 複写・複製する場合は、目的、内容及び暗号化等の対策を記したうえで、発注者から承認を受けていますか。	☐ はい	
9	1	第11条 外部持出の禁止	受注者は、秘密情報等が記録された資料等を発注者の許可なしに発注者が指定した場所から持ち出してはならない。	発注者が指定した場所からデータを持ち出す場合がありますか。	☐ いいえ	
				☐ はい		
				(「はい」を選択した場合) 持ち出す際は、目的、内容及び暗号化等の対策を記したうえで、発注者から承認を受けていますか。	☐ いいえ	
9	2			発注者の環境に受注者の端末等機器やデータを持ち込み、作業を行うことがありますか。	☐ はい	
				☐ いいえ		
				(「はい」を選択した場合) 持ち込む場合は、発注者から持ち込みにかかる承認を受けていますか。	☐ はい	
10	1	第12条 返還又は廃棄等の義務	1 受注者は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、発注者の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、電磁的記録媒体等の有体物の一切を直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、返還が困難なものについては、発注者の指示に従い処分し、その結果を発注者に報告しなければならない。	本委託業務において利用する秘密情報が不必要となった場合、返却、廃棄又は消去することができますか。	☐ はい	
				☐ いいえ		
				(「はい」を選択した場合) 秘密情報の廃棄または消去の際には、電磁的記録媒体等に記録されているデータが判読できないよう必要な措置を実施することができますか。 (秘密情報の廃棄又は消去の具体的な方法や手段を記述してください)		
10	2		(1) 時期ないし理由の如何に拘らず発注者の要請があったとき。 (2) この契約による業務の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき。 (3) 解除、解約、その他理由の如何に拘わらず、この契約による業務についての契約が終了したとき。 (4) その他発注者が秘密情報等を保持する必要がなくなったとき。 2 受注者は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、いかなる方法においても、復元ないし再生してはならない。	(項番10-1で「はい」を選択した場合) 秘密情報の廃棄又は消去の記録を残すことができますか。	☐ はい	
				☐ いいえ		
				(はいを選択した場合) 秘密情報の廃棄又は消去の記録から何が判断できますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください。 ☐ 廃棄又は消去を実施した年月日が判断できる ☐ 廃棄又は消去を実施した担当者が判断できる ☐ 廃棄又は消去の方法や手段が判断できる ☐ 内容を書面化し、発注者に提出できる ☐ その他 (具体的に:)		
11	1	第13条 再委託等の禁止又は制限	1 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 2 乙は、前項の規定によりこの契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該再委託事業者の行為について自己の行為と同様の責任を負うものとする。 3 乙は、第1項の規定により秘密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、この契約に規定する秘密情報等の保護に関する事項を遵守させるよう措置しなければならない。	発注者から委託された秘密情報を取り扱う業務の再委託が原則禁止であることを理解していますか。	☐ はい	
				☐ いいえ		
				やむを得ず発注者から委託された秘密情報を取り扱う業務の再委託を行う場合、次の事項を明確にしなければならないことを理解していますか。 ・再委託して処理する内容 ・再委託する理由 ・再委託先事業者の名称 ・再委託先事業者において取り扱う情報 ・再委託先事業者における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先事業者に対する管理及び監督の方法		
11	2			やむを得ず発注者から委託された秘密情報を取り扱う業務の再委託を行う場合、発注者の承認を得なければならないことを理解していますか。	☐ はい	
				☐ いいえ		
				(「はい」を選択した場合) 再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うことを理解していますか。	☐ はい	
11	3				☐ いいえ	
					☐ はい	
					☐ いいえ	

	4			発注者から委託された業務に、約款による外部サービスを利用しますか。(利用する場合、有料、無料にかかわらず再委託にあたるため、書面等により発注者の承認を得る必要があります) ☐ はい ☐ いいえ
				(「はい」を選択した場合) 以下のうち利用するサービスすべてにチェックしてください。 ☐ 電子メール、ファイルストレージ、グループウェアなど ☐ ソーシャルメディアサービス ☐ クラウドサービス ☐ その他 (具体的に:) (「はい」を選択した場合) 外部サービスを利用する場合に、どのような対策を実施しますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください。 ☐ 運用手順の策定 ☐ 責任者の選定 ☐ 外部サービスで取り扱われる情報に対して、国内法以外の法令が適用されるリスクを評価した利用サービスの選定 ※ 利用サービスのサーバが日本国内に設置されているかなど ☐ 総合的・客観的な評価による外部サービス及び当該サービス提供事業者の信頼性の確認 ※ セキュリティ監査報告書、各種認定・承認制度の適用状況等の確認 ☐ その他 (具体的に:)
12	1	第14条 秘密情報等の管理	受注者は、善良な管理者の注意義務をもって発注者の秘密情報等を管理し、秘密情報等を保護するために、受注者自身の同様の情報等に関して採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適正な、あらゆる合理的な予防措置を講じなければならない。	秘密情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)を限定することができますか。 ☐ はい ☐ いいえ (「はい」を選択した場合) どのように限定することができますか。以下のうち当てはまる項目一つにチェックしてください。 ☐ 作業場所は事業所内に限定し、さらに事業所内の特定の空間に限定する ☐ 作業場所は事業所内に限定する ☐ 作業場所は限定するが、事業所外の不特定箇所での利用を前提とする ☐ その他 (具体的に:) (「いいえ」を選択した場合その理由を記載してください)
13	1	第15条 立入調査	発注者は、業務の処理状況を調査する必要があるときは、受注者の事務所に立ち入ることができるものとし、受注者は、これに応ずるものとする。	発注者が、契約の履行に関し必要があるときは、受注者及び再委託先に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立ち会うことができますか。 ☐ はい ☐ いいえ (「いいえ」を選択した場合その理由を記載してください)
14	1	第19条第1項 事故時の責任	受注者の管理下にある秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて受注者が負担する。	秘密情報が保存された機器について、秘密情報の紛失や漏洩を防止するための措置を実施していますか。 ☐ はい ☐ いいえ (「はい」を選択した場合) どのような措置が実施されていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください。 ☐ 秘密情報が保存されたノートPC等に盗難防止用チェーンが設置されている ☐ 離席時にも端末等での正当な権限者以外の者による窃視防止の対策が実施されている ☐ 秘密情報が保存されているサーバや端末へのリモート接続が制限されている ☐ 秘密情報が保存されているサーバや端末について、システムの電磁的記録媒体の使用を禁止・制限がされている ☐ その他 (具体的に:)
	2	第19条第2項 事故時の責任	前項の場合、受注者は、直ちに当該事故の詳細について発注者に状況を報告し、損害の発生・拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。この場合において、受注者は、発注者からの指示がある場合には、当該指示に従った措置をとることとする。	緊急時の報告について手順や方法を定めていますか。 ☐ はい ☐ いいえ (「はい」を選択した場合) 報告手順からはどのようなことが明確になっていますか。以下のうち当てはまる項目すべてにチェックしてください。 ☐ 報告体制(報告元・報告先)が明確になっている ☐ 緊急時の対応が明確になっている ☐ その他 (具体的に:)